

令和元年7月31日

第 7 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

## 議 事 録

日 時：令和元年7月31日（水） 午後2時00分

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

### 付議事項

議案第 34 号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 35 号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 36 号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 37 号 非農地証明申請について

### 報告事項

第 1 号 農地法第4条の規定による届出の受理について

第 2 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

### その他

### 出席委員

1 番 生田 政行	2 番 横段 登	3 番 池田 勝憲	4 番 倉本 寛
5 番 水場 守信	6 番 向井 幸弘	7 番 林 武彦	8 番 亀山 博司
9 番 今井 満	10 番 上田 勝則	11 番 長迫 秀	12 番 本末 満
13 番 灰原 松二	14 番 大道 正孝	15 番 秋光 貴志	17 番 西田 小百合
18 番 石田 尚則	19 番 北村 正次		

### 欠席委員

16 番 土井 光弘

### 事務局

住谷事務局長 大番事務局次長 須賀課長補佐 小池主任 山崎主事

(午後2時)

議長(北村) : 出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和元年第6回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、11番 長迫委員、12番 本末委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、16番 土井委員から出ています。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取り扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長 : 事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局 : 配付資料の確認をさせていただきます。事前に送付した議案書のほかに、本日、資料1 「市町村農業委員等の公務災害共済制度について」及び「JAくれだより」第67号、「JA広島ゆたか広報」第142号、第143号を配付しています。ありますでしょうか。

議長 : はい。

議長 : それでは付議事項に入ります。議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局 : 1番の申請地は、音戸町田原3丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は205㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、病気で労力不足により耕作困難なため、譲受人の要望により、所有権を移転するもので、譲受人は、申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。営農計画につきましては、野菜栽培を行う予定です。経営面積につきましては、自作地だけで約12アールありますので、音戸地区の下限面積10アールを満たしております。

議長 : 調査委員の方から、補足説明をお願いします。

向井委員 : 6番 向井です。譲受人は、申請地のすぐ下の農地を耕作しており、野菜の経営規模の拡大ということで、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 : なし。

議長 : ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議長 : 異議なし。

議長 : それでは、本件は許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第35号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、音戸町高須2丁目〇〇〇〇番〇〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計で、243.74㎡の第2種農地です。転用の目的は、駐車場として利用するものです。規模等は、貸駐車場13区画を整備するものです。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に駐車場として使用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可、及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

向井委員：6番 向井です。申請地は、平成2年頃に駐車場に無断転用され、アスファルトを敷いて、月極駐車場として利用されています。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、川尻町久俊1丁目〇〇〇〇番〇〇、地目は畑、面積は23㎡の第2種農地です。転用目的は、庭敷として利用するものです。規模等は、隣接地〇〇〇〇番〇の庭敷として整備する計画です。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に庭敷として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

上田委員：10番 上田です。申請地は、洗濯物を干したり、庭として利用されており、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、蒲刈町大浦字東谷〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は10㎡の第2種農地です。転用の目的は、隣接農地への進入路用地として利用するものです。規模等につきましては、幅1m長さ10mの進入路を整備する計画です。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に進入路用地として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可、及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

灰 原 委 員：13番 灰原です。写真でもわかるように、申請地は、すでに進入路として利用されており、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、音戸町波多見6丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は5.36㎡の第2種農地です。転用の目的は、倉庫として使用するため、所有権を移転するものです。規模等につきましては、隣接地と併用し、72.50㎡の倉庫を設置するものです。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に倉庫が設置されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可、及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

向 井 委 員：6番 向井です。写真でもわかるように、申請地は、すでに倉庫として利用されております。無断転用しているのに、始末書を付けて申請すれば済むものか疑問に思います。ご

審議のほどよろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、川尻町久俊1丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は256㎡の第2種農地です。転用目的は、転用目的は、一般住宅及び駐車場として利用するため、所有権を移転するものです。規模等は、一般住宅1棟、駐車場1区画を整備する計画です。関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

上 田 委 員：10番 上田です。申請地の周囲は、宅地と農地が混在しており、農地は荒れていま  
す。宅地として活用するというので、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしく  
お願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、川尻町縄繰〇〇〇〇番、外1筆、地目は畑、面積は合計で1,075  
㎡の第2種農地です。転用目的は、太陽光発電設備として利用するため、賃借権を設定す  
るものです。規模等は、太陽光パネル180枚、発電容量44.0kwを設置する計画で  
す。関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画の認定済みで、その他の「都  
市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。川尻町は農  
振農用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

上 田 委 員：10番 上田です。申請地の周囲は山や荒れたミカン畑です。ソーラーを付けるという

ことで、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、安浦町安登東1丁目〇〇〇〇番、外1筆、地目は田、面積は合計で907㎡の第2種農地です。転用目的は、太陽光発電設備として利用するため、所有権を移転するものです。規模等は、太陽光パネル240枚、発電容量49.5kwを設置する計画です。関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画の認定済みで、その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。申請地は、昨年も同様の申請があったところの近くで、排水については、写真に写っている排水路に流せるようになっており、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：5番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、安浦町内海北7丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は60㎡の第2種農地です。転用目的は、庭敷として利用するため、所有権を移転するものです。規模等は、隣接地〇〇〇〇番の庭敷として整備する計画です。関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：8番 亀山です。申請地は、道路として買収された残地です。譲受人である弟の宅地に

隣接しているため、贈与するという事で、問題ないと思います。ご審議のほどよろしく  
お願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第37号「非農地証明申請について」を議題とします。1番と2番は、関  
連する案件ですので、一括してについて事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、音戸町大字音戸字双見〇〇〇〇番〇〇ほか1筆、地目は畑、現況は山  
林、面積は合計で1,148㎡の第2種農地です。2番の申請地は、音戸町大字音戸字双  
見〇〇〇〇番〇〇ほか1筆、地目は畑、現況は山林、面積は合計で1,432㎡の第2種  
農地です。なお、地番〇〇〇〇番〇〇、〇〇は筆界未定となっております。申請の事由に  
つきましては、平成元年頃、耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のう  
え、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

向 井 委 員：6番 向井です。申請地は、中に入れなくらい山林化しており、問題ないと思いま  
す。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、1番、2番は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、1番、2番は証明と決定します。

議 長：報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の8ページから10ページをご覧ください。市街化区域内の農地について、この  
1ヶ月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、8ページの農地  
法第4条の規定による届出が2件、9ページから10ページの農地法第5条の規定による  
届出が5件、計7件ございましたので、ご報告いたします。

議 長：その他に入ります。事務局の説明をお願いします。



事務局：資料1「市町村農業委員等の公務災害共済制度について」をご覧ください。この制度は農業委員や農地利用最適化推進委員が公務従事中に不慮の事故により、死亡又は入院、通院された場合に見舞金を支払う制度です。10月に契約更新となりますが、現在はB型に加入し、保険料は1人1口1,500円で、呉市農業委員会協議会の積立金から支払っています。資料の5給付内容にあるように、1口について、公務による傷害の場合、死亡770万円、後遺障害はその程度に応じて30万8千円から770万円、入院は1日につき5,000円、通院は1日につき4,000円が支払われます。

議長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

議場：なし。

議長：ないようですので、次回の日程を申し上げます。

次回、令和元年第8回総会は、8月30日 金曜日 午後3時30分 から  
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議長：以上で令和元年第7回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後2時27分)